

2022 年日本政府年次報告
「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約
（第 182 号）」
（2018 年 6 月 1 日～2022 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

2021 年児童労働撤廃国際年に際し、労働基準法等の最低年齢を下回る児童の労働に関する禁止規定の履行確保を含む取組について、2021 年 3 月にアクション・プレッジを提出した。

前回までの報告に変更のある点は以下の通り。

第 7 条 2 (e) について

前回までの報告中、文末に以下を追加する。

「さらに、2014 年 12 月、「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、「人身取引対策行動計画 2009」を改定し、労働搾取を目的とした人身取引の防止や人身取引に関する閣僚級会議の設置及び年次報告の作成等を内容とする「人身取引対策行動計画 2014」を策定した。当該計画の写しは別添 1 の通り。」

2. 質問（b）について

該当なし

3. 質問（c）について

2017 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの間の、満 18 歳に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止している労働基準法第 62 条の違反件数は 74 件（2017 年 14 件、2018 年 23 件、2019 年 15 件、2020 年 15 件、2021 年 7 件）である。満 18 歳に満たない者を坑内で労働させることを禁止している労働基準法第 63 条の違反件数は 0 件である。また、上記期間における労働基準法第 62 条を被疑条文として送検した件数は、4 件（2017 年 0 件、2018 年 2 件、2019 年 0 件、2020 年 1 件、2021 年 1 件）である。

2018 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの間の、年齢 18 歳未満の船員の危険な船内作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法第 85 条第 2 項違反処理件数は 0 件である。

2017 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間の、婦人相談所における満 18 歳に満たない人身取引被害者保護の実績は 1 名である。

警察では、児童ポルノ事件の取締りを強化しており、2020 年及び 2021 年における児童ポルノ事件の送致件数及び送致人員はそれぞれ以下のとおりである。2021 年における送致件数及び送致人員はいずれも前年より増加した。

(年)	送致件数		送致人員	
	2020	2021	2020	2021
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等	2,757	2,969	1,965	1,989

関する法律違反のうち児童ポルノ事件				
-------------------	--	--	--	--

4. 質問（d）について

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

5. 質問（e）について

労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。